

大津地方裁判所委員会議事録

- 1 日時
平成23年1月31日（月）午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場所
大津地方裁判所小会議室（本館4階）
- 3 出席者
（委員）五十音順・敬称略
小上泰代，柴田寛之，白木優，城山豊，壽崎かすみ，坪井祐子，野村征市，松居徹郎，森岡正樹
（事務担当者）
石原稚也，西山実，倉田孝雄，島田博敏，大本善久
- 4 議事
 - (1) 制度説明
事務担当者から，医療関係，建築関係等の専門訴訟において専門的知見に基づく説明をする専門委員の制度の意義，現状，紛争解決における役割について説明
 - (2) 専門訴訟等の実情について
事務担当者から，専門訴訟の実情，専門委員制度立法の経緯等について説明
 - (3) 意見交換（「訴訟における専門的知見の活用について」）
発言要旨は，別紙のとおり
 - (4) 次回の開催日程
委員の都合等を調整の上，平成23年6月ころに開催することとした。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者委員, ◎弁護士委員, △検察官委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

- 専門委員が関与する事案は、医療、建築、知的財産権の関係ということだが、裁判所からの具体的な説明に知的財産権の関係の紹介がなかったのは事例が少ないということですか。
- ▲ 知的財産権関係の事件を扱っている裁判所は東京、大阪と知財高裁という裁判所に限られており、大津地裁では扱っていない。
- ◎ 専門委員は一定期間ごとに更新されるのですか。何か基準があれば教えてほしい。
- ▲ 最高裁判所規則で定められており、任期は2年で、再任されることもある。
- ◎ 医事関係の事件で専門委員が関与した事例は大津ではゼロということだが、例えば、医事関係で、専門委員には当事者の病院と同じ病院の医師しかおらず、利害関係があり、適任者がいないような場合はどうするのか。
- ▲ そこまで具体的な取決めはしていないが、専門委員に関与してもらう必要があるとなった場合は、当然そういう方は避けて選ぶことになる。
- ▲ 専門委員が関与する医事関係の事件が少ないのは、判断において専門的知見による意見が必要な場合は鑑定を行っており、その前提となる争点整理段階で必要な場合でも当事者に資料等を提出してもらって賄えているのが実情だからだと思う。
- 医事関係の訴訟を起こすときは、原告の患者がそれなりの準備をして、主張の段階で確認しながら進めていくことが多い。そういう意味では、建築関係等より専門委員を活用しないでも主張整理が可能なケースが多いのではないかと思う。
- 訴訟から調停に移行するのと、最初から調停へ移行するのと、数の上では訴訟から入る方が多いのか。
- ▲ 具体的な数値は把握していない。
- 家事審判の場合は、基本的には家庭内のことなので、まず話し合いを先にしましょうということ調停前置になっているが、そうでない事件でも、裁判官の方で最初に話し合いをした方がいいということであれば、調停に回すケースも多い。
- ▲ 建築関係の事件では、訴訟として提起されたが、専門家の力を借りて当事者の互譲により解決できる余地があれば、訴訟の中で専門委員制度を活用するよりも調停により紛争解決した方がいいケースもある。紛争の内容は千差万別なので、話し合いで解決できるのなら話し合いによる解決を希望している人も多いと思う。
- 訴訟か調停かというところでは弁護士としてどのように考えていますか。
- ◎ 事案ごとにケースバイケースで見極めてやっている。申し立てる側として、訴訟では証拠がどうかという場合でも、話し合いなら解決できそうな場合は、まず調停でというケースもあるが、全体としてまず調停にという動きがあるとは思っていない。
- 医療、建築関係以外で専門的知見を要するような訴訟が提起される場合はどうしていますか。
- ▲ コンピュータ関係の事案があるが、大阪で任命しているその関係の専門家を専門委員に選任して関与してもらったことがある。ソフト開発について、一般論として、

手順、当事者間でどのような話し合いが行われるのか、どういう資料を作るのが普通なのかなど、専門家の話を聞きながら整理ができたので大変分かりやすかった。

◇ 専門調停の中には委員会型と意見聴取型があり、民事調停規則によれば、意見聴取型は、調停委員会の委員には入っていない専門家の調停委員に参考意見を聴取することができるという規定になっている。この規定は、専門調停が増えても、それに相応しい専門家の調停委員の数を一気に増やすことができないので、意見聴取という形でも参加できるようにしておいた方がいいということで設けられた規定である。ただ、委員を介して意見を述べるというのはなかなか難しいので、調停委員会に入って関与してもらう方が効果的であるという意見もある。

■ 企業では、訴訟になったとき、専門的な部分で足りないところについて何か工夫されていますか。

○ 企業間の訴訟の場合、だいたい企業内には専門家がおおり、訴訟のやり方やどういう形で訴訟を進めるかというところで、弁護士に依頼してやっていくことになるので、専門家と言われてもピンとこないところもある。企業の絡む事案で多いのは知的財産関係の事案だが、専門的な話は企業の方でできる場合も多いと思う。

■ 弁護士は訴訟をするときに前提となる知識をどのように補充していますか。

◎ 私の事務所では、医療過誤の訴訟を結構やっているが、最初は本を読んで一応相手の話が理解できるぐらいまで知識を得て、専門家のところに相談に行く。ただ、専門家の話も、自分の理解の範囲でしか組み立てられないので、専門家から見たらまだ分かっていないというレベルかもしれない。

○ 建築関係を専門にしているが、建築学会の出している本にも、建築学会の中で批判があるものもある。専門家によって立場が違うと言うことが違い、一人に相談してシナリオを作られるのは恐ろしいことだと思う。

○ 医療過誤の事例が紹介されていたが、当事者双方の専門家の意見を戦わせることになるので難しい問題だと思う。

○ 建築関係で言うと、構造計算について国の基準に合っているかどうかといったレベルの話であれば、専門委員ができるかもしれないが、それ以上の話になると専門委員ということでやられると当事者がかわいそうなどところもあると思う。

■ 専門委員の任命は、どのようにされていますか。

▲ 基本的には、専門家団体と言われるところに推薦の依頼をする。医療関係であれば医師会や大きな病院、建築関係であれば建築士協会などに推薦を依頼するのが一般的である。任命するのは最高裁判所になるが、基本的な人選はこちらの方でやっている。再任も可能なので長い期間更新される専門委員もいる。

■ 鑑定であれば書面で出てきて、その書面がメインになるが、専門委員は、その場で直接やりとりすることになるので、分かりやすいのではないと思う。

○ 専門委員の制度は、分からない者同士がいい悪いと言っても始まらないので、専門的な見地から関与してもらうということで非常にいい制度だと思う。まだ始めて年数が経っておらず、件数も少ないということだが、逆にこういう制度を導入したことによる問題点など話題になっていることがあれば教えていただきたい。

▲ 専門委員はアドバイザー的立場で中立公平に説明、助言をしてもらうことになる

が、ある物の考え方について複数の説がある場合、それを中立公平に説明するのはなかなか難しい。専門委員には中立公平にとお願いしているが、評価が入ってくると、その線引きが必要になる。その辺を踏み外すと問題があるかもしれない。

- 効率的ではないと思うが、セカンドオピニオンというか、複数の人に聞くと一つの抑えになるかもしれない。
- 先ほど医療過誤の事例が紹介されていたが、その処置をした医師は、それが妥当だと思ってやっていて、その病院では普通にそういう処置をしているというようなことも十分考えられる。
- その処置が妥当なのかどうかということになると、むしろ鑑定をすることになるのではないと思う。鑑定の問題になれば、当然その鑑定に対しては双方がそれぞれ弾劾できることになる。
- ▲ 専門委員の役割は、争点の明確化、整理をするための説明、助言をすることであり、他方、鑑定は判断の基礎となるもので、鑑定人とはそこが違うところである。例えば検査データの読み方について言えば、それ自体が争点になる場合は、説明の問題ではなくなるので、鑑定をした方がいいということになると思う。
- ◇ 昔は専門委員の制度はなかったのだから、民事訴訟において、専門家を使うときは付調停にしてやることも多かったが、今は調停に付さなくても専門委員の意見を聞きながら争点の整理も十分にできるようになっている。

専門委員の関与が広がってくると、代理人が専門委員の意見を頼りにして自分があまり勉強しなくなるという傾向が出てきて当事者主義とは逆の傾向にならないかなという危惧もある。
- 企業には専門家がいると思うが、大学の先生などの専門家とは違うと感ずることはありますか。
- あると思う。例えば、同じ化学式をどう見るかでも、同じ専門家だから同じような見方をしているかといえばそうではない。裁判の中でどう出てくるのかわからないが、その中からどれだけのものが生まれてくるかを見るのと、その中からこういうものが出てきてしまうというふうに見ると、同じ専門の中でも感覚が違う。
- 建築関係において、例えば図面の読み方でも、意匠のデザインをしている設計事務所の建築士と、大学で意匠を教えている先生とでは、違う読み方をすると採点をするとしても全く違う点数が出ることは十分あり得る。
- 専門委員の数を増やして、複数の意見を聞いた方がより公平性があると思う。専門委員の定員や手当の関係はどうなっているのか教えていただきたい。
- ▲ 専門委員には定員というものは特にない。専門委員には、具体的に裁判所における執務時間に応じて日当が支給されている。
- ◎ 代理人として関与した事件で専門委員が関与した事件があるが、進行協議期日で現地に行ってみてもらった。その結果、最終的な争点は、見積額が妥当か、工事がしっかりされているかという点だったが、一般的にこういう工事はこういうのが普通だというスタンダードを話してもらい、それを基に今回の場合はどうかということでもよく整理できた。最終的には、和解で終わったが、専門委員が入ってくれたおかげできれいにまとまったと感じている。

- 今言われた「一般的な」というのが実は難しい。企業は一般的なことをしていたのでは勝てないので、一般的ではないやり方を考える。「一般的な」というのは、取り方によって異なり、事案が細かくなってくると、専門委員のスタンダードがどちらを向いているかでかなり違ってくる気がする。
- 建築関係について、個人向け住宅の設計などにおいては、スタンダードというものがない。全部オーダーメイドなので、依頼主に事前に徹底して説明をし、うまくコミュニケーションしていくことでトラブルを防ごうという流れになっている。このような場合、何がスタンダードかという点非常に難しい。
- 違法建築なら争点のはっきり分かるが、いわゆるデザインの問題で、本人が希望する居住空間と建築家が設計して説明した部分とで受け取り方の差異が出てくるような場合、損害賠償請求などで争うことはできるのか。
- 図面どおり建っているのであれば難しいと思うが、よくあるのは自分の感覚と違うというような事例があるかもしれない。
- 事案が細かいところまでいくと、別の次元の話になり、そのような場合、専門委員になる人は、業界、若しくはその事業の一般常識的な感覚を持っている人が相応しいかもしれない。それ以上の話になると、お互いに専門家を立てて戦うということなのだと思う。この業界の常識ではそんなところですよと言って、納得されればいいが、普通の人には業界の常識は分からないので、なかなか難しい問題だと思う。
- 裁判員制度はかなり広報され一般に広く認識されているが、専門委員や専門調停の制度は、一般にはどのくらい知られているのか教えてほしい。
- 専門調停は、調停という枠組みの一つとしてリーフレット等で紹介している。専門委員の制度は、専門委員になられる方に対してのリーフレットはあるが、訴訟の中での運用であり、専門委員の制度を知っているから利用するというものでもないもので、一般に対しては、裁判員制度と比べて広報の度合いも違う。

以上